

## 産後ケアにかかる費用を助成

産後に母子の体調管理や授乳、育児のサポートが受けられるサービスを利用する費用の一部を助成します。事前申請が必要です。

内容や申請方法など詳しくは問い合わせください。

- 対象者** 次の要件をすべて満たす方
- ・市に住民票があり、産後4カ月未満
  - ・出産後に家族などの援助が受けられない
  - ・身体や心に不調がある、または育児に不安のある方

- ▼**助成額**
- ・宿泊型(6泊7日まで) 上限22,500円/日
  - ・日帰り型(7日まで) 上限13,500円/日
  - ・訪問型(3回まで) 全額助成
- 宿泊型と日帰り型は自己負担が必要です。

問・申請 (市)健康増進課  
☎86109000

## 後期高齢者医療制度

●**新しい被保険者証などを送付**

被保険者証の更新時期は毎年8月1日です。新しい被保険者証、限度額適用・標準負担額減額認定証(減額認定証)を7月中旬に送付します。8月から新しい証を医療機関などの窓口で提示してください。

額認定証の申請をしていない場合は、新たに申請してください。

●**保険料額決定通知書を送付**

平成30年度後期高齢者医療保険料額決定通知書を7月中旬に送付します。保険料の計算方法などは広報みき4月号13ページをご覧ください。

問・申請 (市)医療保険課  
福祉医療係



## 7月から福祉医療費受給者証を更新

6月下旬に対象者へ福祉医療費受給者証を送付しています。医療機関や薬局には、7月から新しい受給者証を提示してください(期限切れの受給者証は破棄してください)。

福祉医療制度には、**移** 高齢期移行、**乳** 乳幼児等医療、**母** 母子家庭等医療、**障** 重度障害者医療、**高** 高齢重度障害者医療があり、年齢、障がいなどの要件や所得要件を満たす方に医療費の一部を助成しています。

初めての申請には被保険者証、印鑑が必要です。制度によってその他必要なものもありますので、事前に問い合わせください。

▼**助成範囲**

- ・医療費の自己負担額(3割など)から一部負担金を除いた額
- ・0歳～中学3年生は全額(保険適用外や学校災害給付を受ける時、他の公費などからの給付は対象外)

問 (市)医療保険課  
福祉医療係

	対象者(市内に住所があり、国保、社保などの健康保険加入者)	所得制限
<b>移</b>	65歳～69歳 ・昭和27年6月30日以前生まれ ・昭和27年7月1日以降生まれで要介護2以上	市民税非課税世帯で世帯全員の年金収入が80万円以下かつ所得がない方 市民税非課税世帯で本人の年金収入と他の所得が合計80万円以下
<b>乳</b>	0歳～中学3年生	なし
<b>母</b>	母子・父子家庭の母父とその児童ならびに遺児(18歳の3月末まで。高等学校など在学习中の場合は20歳到達月まで)	児童扶養手当法に基づく所得制限があります。詳しくは、問い合わせください。
<b>障</b>	身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級の所持者	本人、配偶者、扶養義務者の市民税所得割税額の合計が23万5千円未満
<b>高</b>	後期高齢者医療制度に加入し、 <b>障</b> と同要件の方	

## 70歳以上の方へ 8月から高額療養費の上限額が変わります

現役並み所得者の所得区分を細分化(I～Ⅲ)した上で、限度額が見直されます。高額療養費は1カ月の医療費の自己負担額を超えた額を払い戻す制度です。

▶**対象者** 70歳以上で国民健康保険または、後期高齢者医療保険に加入している方

負担割合	所得区分	自己負担限度額(月額)	
		外来(個人ごと)	外来+入院(世帯単位)
3割	Ⅲ:課税所得690万円以上	252,600円+(総医療費-842,000円)×1%[141,100円]*1	
	Ⅱ:課税所得380万円以上	167,400円+(総医療費-558,000円)×1%[93,000円]*1	
	Ⅰ:課税所得145万円以上	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%[44,400円]*1	
2割・1割*3	低所得	一般	18,000円(年間*2上限144,000円)
		Ⅱ*4	57,600円[44,000円]*1
			24,600円
			15,000円

\*1 [ ]内は、過去12カ月以内に限度額を超えた支給が4回以上あった場合の4回目以降の額  
 \*2 8月～翌年7月  
 \*3 昭和19年4月1日以前に生まれた方  
 \*4 世帯員全員が住民税非課税の方  
 \*5 世帯員全員が住民税非課税で、かつ各所得(公的年金等控除額は80万円として計算)が0円の方

### ●限度額適用認定証(限度額認定証)が新設

現役並み所得者Ⅰ・Ⅱの方は、8月から「限度額認定証」を医療機関などの窓口で被保険者証とともに提示することで、医療機関ごとに1カ月間の窓口での支払いが、限度額(表の )までとなります。被保険者証と印鑑を持参し、申請をしてください(限度額認定証がない場合は、窓口での限度額は となり後日償還払い)。

問・申請 (市)医療保険課



## 国民健康保険税の決定通知書を発送

平成30年度に国民健康保険税率などを改定しました。国保税の決定通知を7月中旬に発送します。

説明窓口を開設  
 保険税についての問い合わせ窓口を開設します。

▼日時 7月17日(火)～20日(金)

午前9時～正午、午後1時～4時  
 7月22日(日) 午前9時～午後3時

▼場所 市役所 3階臨時窓口(債権管理課前)

問・(市)医療保険課 国民健康保険係  
 ・(市)税務課 市民税係

## 介護保険料の決定通知書を発送

65歳以上の方(第1号被保険者)に決定通知書を7月中旬に発送します。納付書が同封されている方は、納期限内に、近くの金融機関などで介護保険料を納めてください。また、年金からの天引き(特別徴収)のみの方には、はがきで決定通知書を送付します。

問(市)介護保険課  
 保険給付係

